

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成審査委員会規程

(平成 16 年 10 月 15 日平成 16 年度規程第 9 号)

最近改正 令和 2 年 8 月 11 日令和 2 年度規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号)第 12 条第 3 項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成 24 年度規則第 1 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興事業助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 審査委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 毎年度の助成対象の採択に関する事項
- (2) 毎年度の助成事業の評価に関する事項
- (3) その他助成金の交付に係る業務に関する事項

(組織)

第 3 条 審査委員会は、審査委員 20 名以内で組織する。

- 2 審査委員会に、委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は、審査委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- 5 委員長代理は、審査委員のなかから委員長が指名する。
- 6 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 4 条 審査委員会に、第 2 条各号に係る事項を専門的に調査審議するため、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の分担事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

部会の名称	分担事項
第一部会	1 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 1 号)に定める事項 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 2 号)に定める事項 3 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 18 号。以下「くじ助成交付要綱」という。)に定める次に掲げる事項 (1) 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成に関すること。 (2) スポーツ団体スポーツ活動助成のうち、以下の事業に関すること。 ア スポーツ活動推進事業のうち、主として競技水準の向上に関すること。 イ スポーツ活動推進事業以外の事業に関すること。 (3) 国際競技大会開催助成に関すること。
第二部会	1 くじ助成交付要綱に定める次に掲げる事項 (1) 大規模スポーツ施設整備助成に関すること。 (2) 地域スポーツ施設整備助成に関すること。

	<p>(3) 総合型地域スポーツクラブ活動助成に関すること。</p> <p>(4) 地方公共団体スポーツ活動助成に関すること。</p> <p>(5) スポーツ団体スポーツ活動助成(スポーツ活動推進事業)に関すること。(第一部会の分担事項を除く。)</p>
--	---

- 2 各部会は、審査委員及び部会委員を合わせて20名以内で組織する。
- 3 部会に、部会長及び部会長代理を置く。
- 4 部会長は、審査委員のうちから互選し、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長代理は、部会長が指名する。
- 6 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 審査委員は、スポーツに関し広く、かつ、高い識見を有する者の中から、理事長が委嘱する。

- 2 前条第1項の表の左欄に掲げる部会に属すべき審査委員は、理事長が指名する。
- 3 前条第1項の表の左欄に掲げる部会に属すべき部会委員は、当該分担事項に関し専門的知識又は学識経験を有する者の中から、理事長が委嘱する。
- 4 審査委員及び部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠の審査委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員及び部会委員は、再任されることができる。
- 6 審査委員及び部会委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審査委員会は、理事長が招集する。

- 2 前項の場合において、委員長が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。
- 3 審査委員会は、審査委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、調査審議を行うことができない。
- 4 審査委員会に出席することのできない審査委員は、書面をもって票決をなし、又は他の審査委員に票決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。
- 5 審査委員会での調査審議は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合において、委員長が必要と認めるときは、書面による審議を行うことができる。
- 7 前各項の規定は、部会について準用する。この場合において、「審査委員会」とあるのは「部会」と、「審査委員」とあるのは「審査委員及び部会委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(役職員の出席)

第7条 独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員は、審査委員会及び部会(以下「審査委員会等」という。)に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審査委員会等に関する庶務は、スポーツ振興事業部において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査委員会等の議事運営上必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

この規程は、平成16年10月15日から施行する。

附 則(平成17年6月21日平成17年度規程第4号)

この規程は、平成17年6月21日から施行する。

附 則(平成22年11月1日平成22年度規程第21号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日平成24年度規程第53号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月6日令和元年度規程第5号)

この規程は、令和元年8月6日から施行する。

附 則(令和2年8月11日令和2年度規程第9号)

この規程は、令和2年8月11日から施行する。